

# Deloitte.

デロイト トーマツ



## 各国・地域の税制概要とホットトピックス ミャンマー

令和3年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ税理士法人

2022年1月



# 目次

## ミャンマーの税制概要

法人税コンプライアンス	3
課税所得計算	4
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	6
進出・撤退時の留意すべき課税関係	7
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	9
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	10
法人課税にかかる各種優遇税制措置	11
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	12
ホットトピックス	13

## ミャンマーの移転価格税制の概要

移転価格税制の概要	17
-----------	----

# ミャンマーの税制概要

# 法人税コンプライアンス

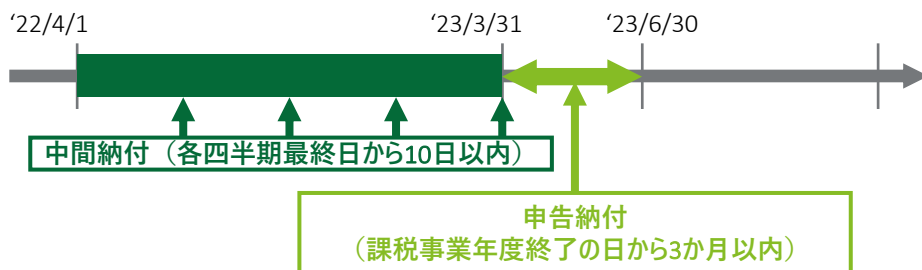
課税年度の変更が予定されており、2021年10月1日から2022年3月31日の6カ月決算の移行期間を経て、2022年4月1日からは4月1日から翌年3月31日へ変更される。

## 法人所得税

居住者	ミャンマー会社法の規定に基づき設立された法人 上記法人以外の場合、管理支配が行われる場所が ミャンマーで重要な意思決定の全てがミャンマー国内で 行われている組織体
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	2022年3月期-22%（2021年9月期-25%） （なお、上場会社の場合、20%）
課税年度	10月1日から9月30日 ただし、税務年度は、2021年10月1日から2022年3月 31日の移行期を経て、2022年4月1日以降から、4月 1日から翌年3月31日へ変更される。
申告納付期限	課税事業年度終了の日から3か月以内 （3月決算へ移行後の申告期限は6月30日となる。）

中間納付	各四半期の最終日から10日以内に納付する必要がある。
時効	税務年度終了の日から6年 （不正がある場合12年）
連結納税制度	なし
税制改正	主に適用税率、控除等の恩典を規定する連邦法人税（Union Tax Law; UTL）の改正は事業年度開始前に公表される。

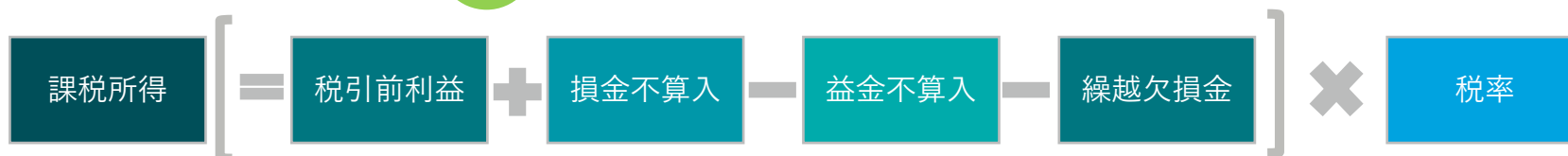
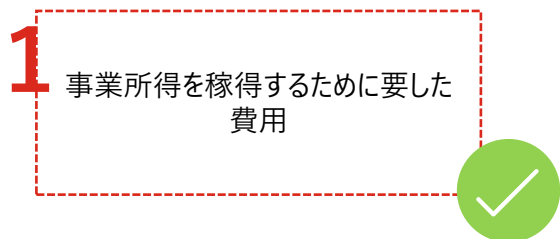
キャピタルゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ キャピタルゲインは、事業（通常）所得から分離され、別途、10%の税率で課税される（ただし、年間の譲渡対価の合計がMMK1,000万以下の場合課税の対象されない）。</li> <li>■ キャピタルゲインは、譲渡等があった日から1か月以内に申告しなければならない。</li> <li>■ キャピタルロスは、他の所得と相殺できず、繰越もできない。ただし、同一の税務年度に生じたキャピタルゲインからは相殺できる。</li> </ul>
-------------	---



# 課税所得計算（1/2）

## 損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



### 損金算入項目

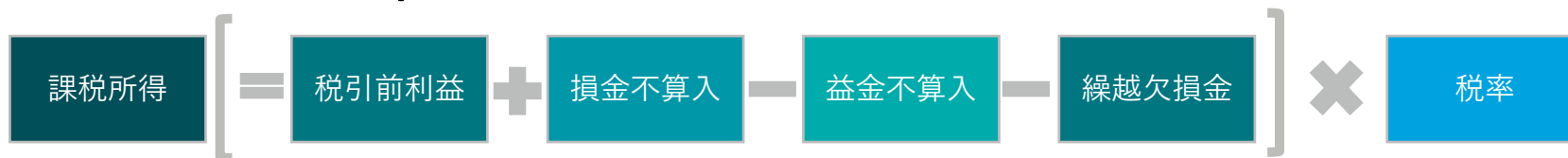
売上原価	先入先出法もしくは平均法を選択。
寄附金	認定を受けた団体への寄附金については、損金算入が認められている（ただし、総所得の25%相当額を上限とする）。
減価償却費等	建物 ■ 1.25%-10%
	機械装置 ■ 2.5%-20%
	車両 ■ 5%-20%

原則、事業に関連しない費用及び資本的支出は損金の額に算入されない。

- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例

引当金	原則、損金算入は認められない。
-----	-----------------

## 課税所得計算 (2/2)



### 益金算入項目

- **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

<b>受取配当</b>	益金不算入となる。
<b>キャピタルゲイン</b>	キャピタルゲインは、 <b>事業（通常）所得から分離</b> され、別途、10%の税率で課税される（ただし、年間の譲渡対価の合計がMMK1,000万以下の場合課税の対象されない。）キャピタルゲインは、譲渡等があった日から1か月以内に申告しなければならない。

- **繰越欠損金** について

<b>欠損金等</b>	<b>繰越期限</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3年間の繰越が認められる。</li> <li>■ 繰戻しは認められない。</li> </ul>
-------------	-------------	--

- **税率** について

<b>税率</b>	2022年9月期-22%（2021年9月期-25%） （なお、上場会社の場合、20%）
-----------	--

### 法人所得税関連の中小企業優遇措置

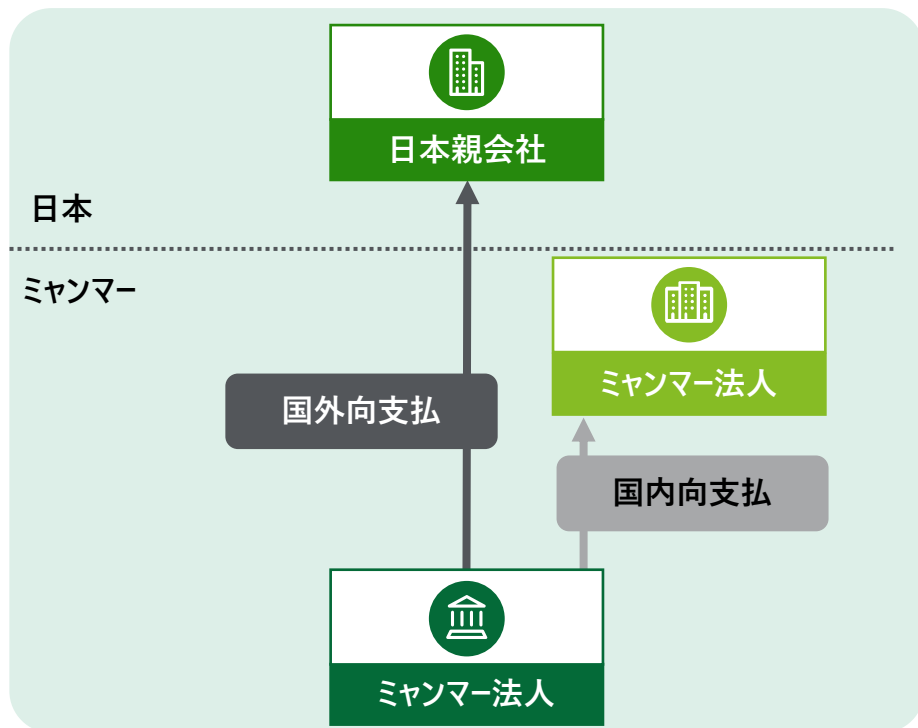
- **製造業を主たる事業とする新設法人**の場合、資本金の額及び従業員の数が以下の基準に該当する法人が対象となる。

	資本金	従業員数
小規模	500,000,000 MMK未満	50人未満
中規模	1,000,000,000 MMK未満	300人未満

- 操業開始事業年度を含む**連続3年間**において年間総所得のうち**10,000,000MMK**までについて、法人所得税が**免除**される。なお、所得のうち**10,000,000MMK**を超える所得については、**法定税率**が適用される。

# 居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税

非居住者に対して支払われる資産の譲渡、役務提供対価についても源泉税の対象となる可能性があるため、留意が必要である。



	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法	租税条約	
利子	0%	15%	
配当	0%	0%	
使用料	10%	15%	

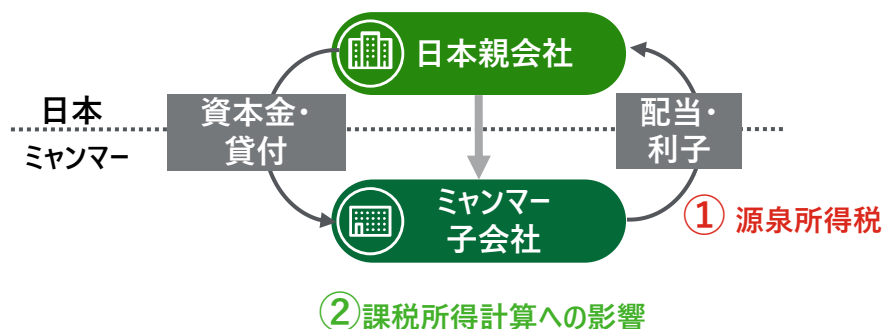
## ■ 非居住者がミャンマー法人に対して行う資産の譲渡及び役務の提供の対価に係る源泉税

ミャンマー法人が資産の譲渡、役務提供対価を、非居住者（上図における国外向支払）に支払う場合、当該対価に対して2.5%の源泉税が課されることとなる。ただし、以下の要件を満たす場合、上記源泉税は課されない。

- ▶ 契約総額がUSD100,000未満であること。
- ▶ 非居住者が行う役務提供の全てがミャンマー国外で行われていること。
- ▶ 役務提供地がミャンマー国内である場合であっても、ミャンマーとの間に租税条約が締結されている国の居住者であり、かつミャンマーにおいて事業所等の恒久的施設（Permanent Establishment）を有さないこと。
- ▶ 税務当局に対して、役務提供に関する契約書の写しを提出していること。

# 進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

## 進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



### ① 源泉所得税 日本親会社

ミャンマー国内法上、ミャンマー法人が支払う配当については、その支払い先が非居住者であっても、源泉税は課されない。一方で、支払利子については、当該支払利子に対して15%の最終源泉所得税が課されることとなる。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%	15%

### ② 課税所得計算への影響 ミャンマー子会社

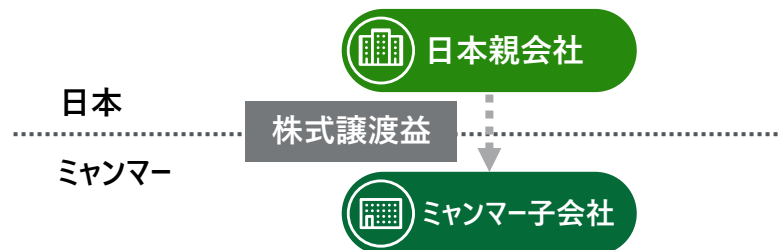
株主に対して支払われる配当は、損金の額に算入することができない。一方、日本の親会社に対する支払利子は、損金の額に算入することができる。

また現状、ミャンマーにおいては、移転価格税制及び過少資本税制が規定されていないことから、資本注入と借入による資金調達のバランスや利率の設定についてもやや柔軟に設定することができる。



## 進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

### 撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税

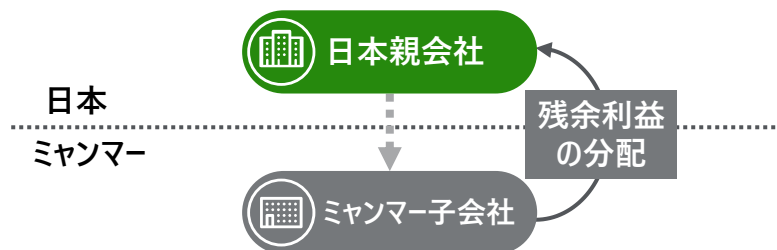


#### ■ ミャンマーにおけるキャピタルゲイン課税

日本親会社

非居住者によってミャンマー法人が発行する株式の譲渡が行われた場合に発生したキャピタルゲインは、10%の税率で課税されることとなる。ただし、譲渡対価の総額が、当該資産等を譲渡した日の属する事業年度において10,000,000MMKを超えない場合、当該事業年度におけるキャピタルゲイン課税は免除される。

### 清算時の残余利益に対する課税



#### ■ ミャンマーにおける配当課税の有無



日本親会社

残余財産の分配金等の合計額のうち、株主資本（資本金又は資本剰余金）相当額までは資本の払戻しとして課税の対象とならない。

なお、分配金等の合計額が、株主資本を超える場合には、その超える部分の金額は留保利益に該当し、配当金として取り扱われるが、ミャンマー国内法上、課税の対象とならない。

# 進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

課税所得の範囲、及び、支店の場合にはサービス収入・物品販売収入に係る源泉税が課される点に差異がある。

	 <b>子会社 (現地法人)</b>	 <b>支店</b>
課税所得の範囲	全世界所得課税	<p>ミャンマー国内源泉所得に対して課税される。</p> <p>現在、ミャンマー国内法には、「支店」という概念が法規制されていないため、現地法人以外の組織体は、「非居住者」として取り扱われる。</p>
法人所得税適用税率	22% (2022年3月期以降)	22% (2022年3月期以降)
申告手続き	事業年度終了の日から3か月以内に申告及び納税 (自己申告であることを前提)	事業年度終了の日から3か月以内に申告及び納税 (自己申告であることを前提)
利益の還流	配当源泉税は課されない	利益送金に源泉税は課されない
サービス収入・物品販売収入に係る源泉税	対象外	<p>2.5%</p> <p>(一定の条件を充足する場合を除き、非居住者が受領するサービス・物品販売収入は源泉税の対象となる。)</p>

# 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

従業員が少なくとも5名いる場合の事業者は、社会保障制度への加入が義務づけられる点に留意が必要である。

商業税	ミャンマー国内には、付加価値税は規定されておらず、それに類似する税目として商業税が規定されている。	
	税率	標準税率は5%。 ただし、譲渡対象資産・サービスの種類により税率は異なる。
	課税対象取引	国内において行われる資産の譲渡及び役務の提供、輸入
	納税義務者	国内において製造、販売、輸入、サービス提供を行う事業者で、税務登録をした者
	申告期限及び納付期限	納付期限は、関連する月の末日から10日以内。 申告期限は、各四半期末日から1月以内。 加えて年度末から3か月以内に年次申告書の提出が求められる。
小規模事業者免税の有無	年間の売上が50,000,000MMK未満である事業者	

従業員の雇用にかかるコスト等	従業員が少なくとも5名いる場合の事業者は、社会保障制度への加入が義務づけられる。事業者は月額給与の3%もしくはMMK300,000の3%のいずれか少ない金額を負担し、従業員は、月額給与の2%もしくはMMK300,000の2%のいずれか少ない金額を負担する。
固定資産税	不動産（土地、建物）の価値の13% ヤンゴン市開発当局(Yangon City Development Council)に納付
印紙税	契約書（MMK300か対価の1%のいずれか高い金額で、MMK150,000を上限）・抵当権設定文書（対価の0.5%）・譲渡証明書等（対価の2%）に対して課される。
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	なし

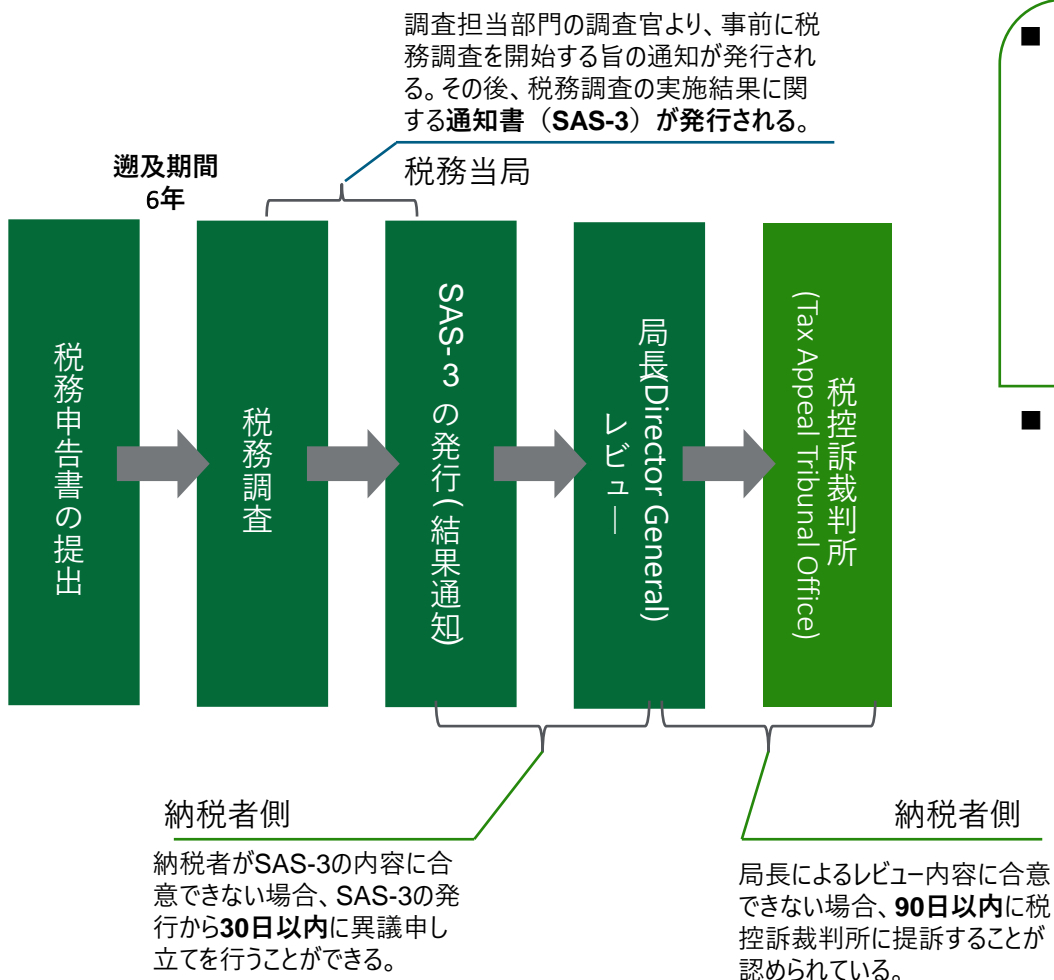
# 法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
<p>ミャンマー投資法 Myanmar Investment Law 2016</p>	<p>ミャンマー投資法に基づき事業行う外国投資家で、ミャンマー投資委員会(MIC)から許可を得た企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所得税の免除：投資活動を行う区域に応じて以下の期間、所得税の免除が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Zone 1：最初の7年間</li> <li>➢ Zone 2：最初の5年間</li> <li>➢ Zone 3：最初の3年間</li> </ul> </li> <li>■ 関税その他の内国税の免除</li> <li>■ 投資許可もしくは是認を受けた事業活動により稼得した利益を1年以内に当該事業もしくは類似事業に再投資した場合に当該再投資事業活動により稼得した利益に係る<b>所得税の免除</b>。</li> <li>■ 投資活動の用に供される<b>機械装置・建物その他資本資産の減価償却計算</b>につき、事業開始事業年度から法定耐用年数より短い期間の利率を以てその計算することが認められる。</li> <li>■ ミャンマー国内においてミャンマー投資事業に関連して発生した<b>研究開発の損金算入</b></li> </ul>
<p>経済特別区法 Myanmar Special Economic Zones Law of 2014</p>	<p>経済特別区 (Special Economic Zone)に進出した企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所得税の免除：進出地区に応じて以下の期間、所得税の免除が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Free Zone/Free Zone Business：最初の7年間</li> <li>➢ Promotion Zone/SEZ：最初の5年間</li> </ul> </li> <li>■ 上記所得税免除期間終了後の5年間の<b>所得税の50%減免</b>。</li> <li>■ 所得税の<b>50%減免期間終了後5年間は</b>、稼得した利益を<b>1年以内に再投資する場合</b>、当該再投資事業から生じた所得に係る<b>所得税の50%を免除する</b>。</li> <li>■ 一定物品の関税の免除</li> <li>■ 欠損金の繰越期限を<b>5年延長</b> など</li> </ul>

# 税務調査及び異議申立て・税務訴訟

賦課決定課税方式からの移行期にある背景から、自己申告方式を採用する納税者に対しては、積極的に税務調査が行われている。

## 紛争解決手続き及びプロセス



### ■ 税務調査

- ミャンマー居住者によって完全支配されている現地法人（賦課決定方式が採用されている法人）以外の法人については、自己申告方式への移行が進められており、外国法人は、その全てが**自己申告方式による申告**が求められるようになった。
- 現状、調査に要する期間等の具体的なガイドラインは示されていないが、通常は、税務調査開始前に調査官により調査期間等が示される。

- 税務当局の名称：ミャンマー内国歳入庁 (Internal Revenue Department; IRD) <https://www.ird.gov.mm/en>

# ホットトピックス (1/3)

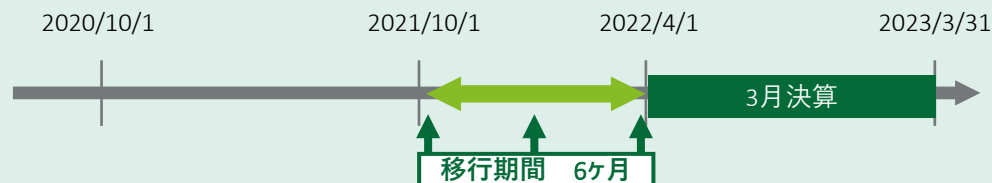
外資系企業については、賦課課税方式から自己申告方式への移行が進められており、これに伴い、税務調査の対象となる可能性も高くなるようである。

01

決算期の変更

論点

- 2022年度より決算期が3月となる（それ以外は認められない）。  
2021年9月30日を最後に、決算期の移行が必要となる。  
2021年10月1日から2022年3月31日の期間は、決算移行期間として、6ヶ月決算とすることが求められ、その後2022年4月1日より、本格的に3月決算期が義務化される。



02

賦課課税方式から自己申告方式への本格的移行

論点

- 進出形態を問わず、外資系企業は、LTO、MTO No.1,2に該当する可能性が高い。所轄税務署は納税者を資本金、売上規模等に応じて、以下のカテゴリーに区分する。ただし、当該カテゴリーの判定については、明確な基準等が設けられておらず、外資系企業は、その進出形態を問わず、LTOもしくはMTO No.1又はNo.2に区分されることが通例となっている。

Taxpayer category		Tax system
大規模納税者税務署 Large Taxpayers' office (LTO)		自己申告方式 Self Assessment System (SAS)
	No.1	
中規模納税者税務署 Medium taxpayers' office (MTO)	No.2	賦課課税方式 Official Assessment System (OAS)
	No.3	
	No.4	

## ホットトピックス（2/3）

現在、大規模な税制改正プランが作成されており、いまだ導入されていないPEや移転価格などの規定も採用されることが考えられる。

03

賦課課税方式から自己申告方式への  
本格的移行（続き）

論点

- 外資系企業の進出先は、自己申告方式による法人税申告手続きが必要となると考えられる。

支店形態でミャンマーに進出する企業については、MTO No2に区分される事例が散見されている。

ミャンマーでは、上記の法人カテゴリーに応じて、自己申告方式又は賦課課税方式のいずれを採用するかが定められている。上記LTO（2014年4月1日以後開始事業年度より）又はMTO1（2017年4月1日以後開始事業年度より）もしくはMTO2（2020年10月1日以後開始事業年度より）のカテゴリーに属する納税者は、自己申告方式を採用することとされている。

そのため、通常、外資系企業がミャンマーに進出する場合には、進出規模・進出形態を問わず、自己申告方式による法人税課税が適用されると考えられる。

04

大規模な税制改正プラン構想

論点

- PEや移転価格税制、過少資本税制などの導入を目指す税制改正プラン

現行の国内法は、PEや移転価格、過少資本税制に係る規定はなく、実務においてPE認定を受けた、又は関係会社間取引における価格設定における指摘を受けるケースは散見されない（ただし、現行国内法上、一定の取引において、その価格設定が通常見込まれる範囲内の性質を逸脱すると認められる場合には、課税当局により、価格を引き直すことができるとの規定はある）。

ミャンマー政府は、当初2023年までを目途に、これら規定の導入を検討していたが、コロナ感染や国内のクーデターなどの影響から、実際の導入は、当初予定から遅れる可能性がある。

なお、配当金に関する源泉税は現行国内法では、0%ではあるが、新税法においては、非居住者への配当については15%で検討されている。配当金の源泉税が現行は0%であるため、租税条約においては特段の明記はされていないが、配当金の源泉課税を課す計画であるため、**租税条約も見直しが入る予定となる。**



## ホットトピックス (3/3)

税務担当官の裁量により、不合理な指摘を受けるケースも散見されているため、留意する必要がある。

05

税務調査で重点的にみられる項目

論点

### ■ 収益項目

商業税申告における売上高の金額と法人所得税申告の添付資料として提出した会計上の損益計算書との整合性

### ■ 費用項目

- 原価計算関連資料
- 本社から請求される配賦費用の計算の妥当性が確認できる資料

### ■ コンプライアンス

- 期限内申告・納付が徹底されているか。
- リース契約における印紙税の適正処理の有無
- 関連者取引において、同一の者に対し、債権・債務を有する場合、相殺して源泉税の徴収を行っていないかの確認

06

税務調査で指摘項目 その①

ー税務署主導の決算書に基づく不明瞭な更正処分

論点

### ■ 会計上の「その他費用」等の損金性が否認されるケース

法人所得の計算上、原則として、課税年度における事業遂行上必要な費用は、損金の額として認められる。ところが、税務調査において、会計上の「その他特別損失」などの費用が事業遂行上必要な費用であると認められず、否認されるケースが散見されている。このような税務署主導型の根拠に乏しく**不明瞭な税務執行**が横行しているため、留意が必要である。

07

税務調査で指摘項目 その②

ーヤンゴン・マンダレー間の航空券費用

論点

### ■ ヤンゴン・マンダレー間の飛行機による移動は、事業上の目的であっても過大であると指摘を受けたケース

ヤンゴン・マンダレー間の交通手段は、バス移動（約12時間）もしくは飛行機（約1時間）のいずれかが一般的であるようだが、税務調査において、費用計上が認められるのは、バス移動に係る費用の範囲内であって、これを超える費用は、過大費用であるとして議論に上がったケースがある。

このように、税務調査による更正処分の判断は、担当税務官の現地の物価水準・生活習慣に伴う価値基準に左右されることも多く、**不明瞭な点が多い**。



# ミャンマーの移転価格税制の概要

# 移転価格税制の概要

## 移転価格税制導入時期

- ミャンマーでは現在、**移転価格税制が導入されておらず、規定も存在していない。**
- 移転価格税制導入の議論はあるが、まだ導入は実現していない段階である。
- なお、移転価格税制はないものの、一般的な法人税の租税回避や損金不算入の規定に基づき指摘を受ける可能性はある点に留意が必要である。

# お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : [info@i-tax-seminar.go.jp](mailto:info@i-tax-seminar.go.jp)

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001